

東信高等学校体育連盟に係る旅費等の支給について

平成18年12月9日承認

平成21年4月14日承認

1. ここで定める支給の対象は東信高等学校体育連盟主催の「大会」「講習会」「会議」とする。
2. 対象の範囲について次のように定める。
 - (1) 大会の範囲
 - 1) 長野県高等学校体育連盟主催の県大会への予選会。
 - 2) 水泳については9月に行われる大会も含む。
 - 3) 登山については、秋季の大会。
 - (2) 講習会の範囲
 - 1) 1月に実施されるスキー指導者講習会。
 - 2) 東信高等学校体育連盟講習会年度別実施順序による各専門部の講習会。
 - 3) 総会時の講演会。
 - (3) 会議の範囲
 - 1) 常任理事会
 - 2) 理事会
 - 3) 専門委員長会
 - 4) 総務会
 - 5) 調査研究委員会
 - 6) 表彰委員会
 - 7) 会計監査
3. 旅費の支給について
 - 1) 在籍校（協会）から会場までを規定により支給する。
 - 2) 同一市町村内の移動については原則として旅費は支給しない。
※ただし、2点間の距離が6km以遠の場合は同一市町村内でも支給する。
 - 3) 異なる市町村間でも2点間の距離が6km以内の場合は支給しない。
 - 4) 支給額は、①鉄路②陸路③鉄路+陸路のうち最も低額のものとする。
※陸路の支給額の計算方法は、(km数 × 30円)とする。
4. 手当・役員報償費・審判報償費について
 - 1) 「会議」 支給しない。
 - 2) 「大会」
 - 高校教職員の場合
 - ・生徒引率の場合は、支給しない
 - ・生徒引率の無い場合は(土日祝日のみ)、上限2000円とする。
 - ・登山について、大会役員でのみ参加の教職員に食卓料2200円を支給する。
 - 協会派遣役員の場合
 - 各専門部との慣例を優先し、上限2000円とする。
 - 3) 「講習会」 支給する
講師・役員に予算の範囲内で執行する。
5. 宿泊費について
 - 1) 支給しない。(スキー指導者講習会は除く。但し、実費負担。領収書添付。)